

# 山口県低入札価格調査実施要領（物品購入）

## 1 目的

この要領は、県が発注する物品の購入に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、予定価格を著しく下回る価格による入札（以下「低入札」という。）があった場合に実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）等について定め、物品の購入における公正な取引の秩序維持に資することを目的とする。

## 2 対象となる事業者

低入札価格調査の対象は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた金額）の50％に相当する金額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札した全ての事業者（以下「低入札事業者」という。）とする。

## 3 入札参加者への通知

契約担当者は、次に掲げる事項について入札説明書に明記する等により、競争入札の執行前に入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格（入札書比較価格の50％）を設定していること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格による入札については低入札価格調査を実施すること。  
ただし、この場合においても落札決定は保留しないこと。
- (3) 低入札価格調査は、次の事項について実施すること。
  - ア 入札に係る物品の仕入価格
  - イ 入札価格を決定した根拠
  - ウ 入札に係る物品（又は類似物品）の過去2年間の受注実績
  - エ その他必要な事項
- (4) 調査の結果、入札価格が合理的な理由に基づき設定されていないと認められる場合には、改善指導等を行うこと。

## 4 1回目の低入札への対応

### (1) 調査の実施

契約担当者又は契約担当者から入札の執行を命ぜられた職員（以下「入札執行者」という。）は、入札執行後、速やかに低入札事業者に対して低入札価格調査の実施について通知（1号様式）し、低入札価格調査報告書の提出を求めるものとする。

なお、低入札価格調査報告書の提出期限は、原則として当該通知をした日から5日以内とする。

### (2) 物品調達等審査会の開催及び改善指導

入札執行者は、物品調達等審査会を開催の上、低入札価格調査に係る判断基準（別表）に基づき、低入札事業者の入札価格が合理的な理由に基づき設定されていないと判断した場合には、当該事業者に対して、口頭により、低入札の防止のための改善指導を行うものとする。

なお、改善指導を要しないと判断した場合も、口頭により、その旨を当該事業者に通知するものとする。

(3) 調査結果の報告等

入札執行者は、調査が完了したときは、物品購入に係る低入札価格調査結果報告書（2号様式）により、部局長（主管課経由）及び会計管理局長（物品管理課経由）に報告するものとする。

(4) 調査結果一覧表への掲載

会計管理局長は、入札執行者から改善指導をした旨の報告を受けたときは、低入札価格調査結果一覧表（3号様式）に掲載し、全ての契約担当者に周知するものとする。

## 5 2回目以降の低入札への対応

(1) 調査依頼

低入札価格調査結果一覧表に掲載されている低入札事業者が、改善指導を受けた後2年以内に再び競争入札において調査基準価格を下回る価格で入札をした場合には、入札執行者は、速やかに会計管理局長（物品管理課経由）に調査を依頼（4号様式）するものとする。

(2) 調査の実施

会計管理局長は、入札執行者から調査依頼があったときは、当該依頼に係る低入札事業者に対して低入札価格調査の実施を通知（1号様式）し、低入札価格調査報告書の提出を求めるものとする。

なお、低入札価格調査報告書の提出期限は、原則として当該通知をした日から5日以内とする。

(3) 会計管理局競争入札等審査会の開催

会計管理局長は、会計管理局による低入札価格調査書（5号様式）を作成するとともに、会計管理局競争入札等審査会を開催し、当該調査に係る低入札事業者に対して改善勧告を行うかどうかの審査を行うものとする。

(4) 改善勧告等

会計管理局長は、審査の結果、公正な取引の秩序維持の観点から不相当と判断した場合には、当該審査に係る低入札事業者に対して、改善勧告（6号様式）を行うものとする。

この場合、当該事業者に対して誓約書（7号様式）の提出を求めるものとする。

なお、改善勧告を要しないと判断した場合には、口頭により、その旨を当該低入札事業者に通知するものとする。

(5) 契約担当者への通知等

会計管理局長は、調査が完了したときは、その結果等について、入札執行者及びその部局長（主管課経由）に通知（8号様式）するものとする。

(6) 調査結果一覧表への掲載

会計管理局長は、改善勧告を行った場合には、低入札価格調査結果一覧表（3号様式）に掲載し、全ての契約担当者に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

別表

## 低入札価格調査に係る判断基準

次の1から3の判断基準のいずれにも該当しない場合には、改善指導及び改善勧告を行う。

判 断 基 準
1 入札価格が仕入価格(仕入予定価格)を上回っていること。
2 入札対象物品の在庫を多量に保有する等により、仕入価格を下回る価格で処分する必要性が認められること。
3 その他、仕入価格を下回る入札価格の設定について、合理的かつ妥当な理由が認められること。

1号様式

第 号  
年( 年) 月 日

(調査対象者) 様

(入札執行者)  
(山口県会計管理局長)

### 調査実施通知書

年 月 日の(物品名)の購入に係る貴社(あなた)の入札価格について、山口県低入札価格調査実施要領(物品購入)に基づき、下記により調査を実施しますので、別紙「低入札価格調査報告書」の提出について、御協力をお願いします。

なお、期限までに調査報告書が提出されない場合又は調査の結果、入札価格の設定に合理的な理由が認められないと判断される場合には、別途、改善指導(勧告)を行うこととしておりますので申し添えます。

おって、必要に応じて、関係資料の提出又は事情聴取を依頼することがあります。

### 記

#### 1 調査項目

- (1) 入札に係る物品の仕入価格
- (2) 入札価格を決定した根拠
- (3) 入札に係る物品(又は類似物品)の過去2年間の受注実績
- (4) その他必要な事項

#### 2 提出期限

年 月 日( )

(以下は会計管理局長が通知する場合のみ)

#### 3 改善指導の実施状況

貴社(あなた)は、年 月 日に(入札執行者)が執行した(物品名)の購入に係る競争入札において改善指導を受けています。

別紙

## 低入札価格調査報告書

年 月 日

(入札執行者) 様  
(山口県会計管理局長) 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

年 月 日の(物品名)の購入に係る入札価格の設定等について、下記のとおり報告します。

### 記

	項 目	内 容
ア	入札物品の仕入価格	
イ	入札価格を決定した根拠	
ウ	入札物品(又は類似物品)の過去2年間の受注実績 ※国及び地方公共団体の発注に係るものを記載	(発注者、契約日、物品名、数量、金額等を記載)

※内容欄に記入できない場合には、適宜、参考資料を添付することでも可。

2号様式

( 課經由)  
第 号  
年( 年) 月 日

(部 局 長) 様  
(山口県会計管理局长) 様

(入札執行者)

物品購入に係る低入札価格調査結果報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 調査対象者

商号又は名称： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

2 調査概要

項 目	内 容
購入物品	品名： 規格： 数量：
納期及び納入場所	納期： 年 月 日 納入場所：
入札執行日	年 月 日
調査基準価格	円 (計算式： 円×0.5 = 円)
調査対象者からの聴取事項	
改善指導の要否及び判断理由	要 ・ 否 (判断理由)
◆改善指導を行った場合には日時、相手方及び方法	年月日： 年 月 日 時 相手方：(役職及び氏名) 方 法：

注) 入札執行結果一覧表及び調査対象者から提出された「低入札価格調査報告書」の写しを添付すること。



4号様式

( 課經由)  
第 号  
年( 年) 月 日

会計管理局长 様

(入札執行者)

物品購入に係る低入札の調査依頼について

物品購入の競争入札を執行したところ、低入札価格調査結果一覧表に掲載されている事業者の入札の価格が調査基準価格を下回りましたので、調査を依頼します。

記

1 調査対象者

商号又は名称：

住 所：

2 購入物品等

(1) 品名、規格、数量

(2) 納期

(3) 納入場所

3 契約の方法

別添物品調達等審査会（写）のとおり。

4 競争入札の状況

(1) 執行日

(2) 調査基準価格

(3) 入札参加者の商号又は名称及び入札金額

別添入札執行結果一覧表（写）のとおり。





(調査対象者) 様

山口県会計管理局長

改善勧告書

本県では、下記の物品購入の競争入札における貴社（あなた）の入札価格について、山口県低入札価格調査実施要領(物品購入)に基づき調査を実施したところ、当該入札価格の設定には合理的な理由が認められないとの判断に至ったところです。

については、今後、本県の競争入札に参加される場合には、物品購入における公正な取引の秩序維持を踏まえて適正な入札価格を設定されるよう、勧告します。

なお、この改善勧告書を受理した日から10日以内に、別紙「誓約書」を提出してください。

記

- 1 年 月 日に（契約担当者）が執行した（物 品 名）の購入に係る競争入札
- 2 年 月 日に（契約担当者）が執行した（物 品 名）の購入に係る競争入札

7号様式

年( 年) 月 日

山口県会計管理局長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

誓約書

年 月 日付け 第 号で物品購入に係る入札価格の設定  
について改善勧告を受けましたことを真摯に受け止め、今後の入札におきましては、公正  
な取引の秩序維持のため、適正価格での入札に努めることを誓約します。

8号様式

( 課經由)  
第 号  
年( 年) 月 日

(入札執行者) 様  
(部 局 長) 様

会計管理局長

物品購入に係る低入札価格調査の結果について (通知)

年 月 日付け 第 号で (入札執行者から) 依頼のあり  
ましたこのことについて、調査を完了しましたので、その結果を通知します。

記

- 1 調査の実施状況  
別添会計管理局による低入札価格調査書のとおり。
- 2 改善勧告の要否の判断理由  
(要の場合は改善勧告書の写しを添付)